

官報

昭和四十一年六月二十五日

○第五十一回 参議院会議録第三十四号

昭和四十一年六月二十五日(土曜日)

午前十時開議

○議事日程 第四十号

午前十時二十五分開議

第一 緊急質問の件

第二 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 國土開発統賃自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 流通業務市街地の整備に関する法律案(内閣提出)

第六 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

（内閣提出、衆議院送付）

（内閣提出、衆議院送付）

（内閣提出、衆議院送付）

（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 緊急質問の件

一、日程第二 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第三 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第四 國土開発統賃自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第五 流通業務市街地の整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

商工委員 阿部 山崎 昇君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

社会労働委員 商工委員 阿部 山崎 昇君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

紹君、同占部秀男君、同林虎雄君及び同二宮文造君

災害対策特別委員 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

大倉 精一君

同

科学技術振興対策特別委員 佐多 忠陰君

物価等対策特別委員 中沢伊登子君

災害対策特別委員 羽生 三七君

災害対策特別委員 鈴木 力君

災害対策特別委員 向井 長年君

災害対策特別委員 光村 甚助君

災害対策特別委員 中沢伊登子君

災害対策特別委員 向井 長年君

災害対策特別委員 土屋 義彦君

災害対策特別委員 園田 清充君

災害対策特別委員 同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十八年度政府関係機関決算書

昭和三十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和三十八年度物品増減及び現在額総計算書

昭和三十八年度機関決算書

昭和三十八年度機関決算書

昭和三十八年度機関決算書

昭和三十八年度機関決算書

昭和三十八年度機関決算書

君の同調査会委員の任期満了による後任として左記の者を推薦する旨内閣に通知した。

参議院議員 赤間 文三君

古池 信三君

鍋島 直紹君

西田 信一君

占部 秀男君

林 虎雄君

二宮 文造君

園田 清充君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

た。

製葉衛生師法案(社会労働委員長提出)

社会労働委員会に付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外五名提出)

農林水産委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

国土開発総合自動車道建設法の一部を改正する法律案可決報告書

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案可決報告書

産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案可決報告書

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求める件

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求める件

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求める件

た。

建設省道路局長 義輪健二郎君

性病予防法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

流通業務市街地の整備に関する法律案可決報告書

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案可決報告書

文教委員会請願審査報告書第一号

産業公害対策特別委員会請願審査報告書第一号

物価等対策特別委員会請願審査報告書第一号

同日特別委員会において当選した理事は左の通りである。

商工委員 建設委員

矢追 秀彦君 白木義一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

商工委員 建設委員

白木義一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

科 学 技 術 振 興 対 策 特 別 委 員 会

理事 森 勝治君(森元治郎君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

繁次郎君外二十名提出

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(伊能繁次郎君外二十九名提出)

内閣委員会に付託

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

ことのもの国協会法案

工業標準化法の一部を改正する法律案

計量法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

昭和四十年度観光の状況等に関する年次報告及び告書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく

による千九百六十五年の国際労働機関第十九回

総会において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第四十九回

による千九百六十五年の国際労働機関第十九回

総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、建設省道路局長

輪健二郎君(一昨二十三日議長承認)を第五十一回

国会政府委員に任命したことの通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十一回

国会政府委員に任命することを承認した旨回答し

ます。

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開き

日程第一、緊急質問の件。

柳岡秋夫君から、新国際空港建設に関する緊急質問が提出されております。柳岡君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。發言を許します。柳岡秋夫君。

〔柳岡秋夫君登壇、拍手〕

○柳岡秋夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま大きな政治問題となっております新東京国際空港建設問題について、総理並びに関係大臣に質問をいたすものであります。

本問題は、昭和三十八年、航空審議会の答申がなされてから、国民の大きな関心事となり、当院におきましても幾たびか論議をされてまいりました。特に、候補地として取り上げられている千葉県富里地区並びにその周辺地域の住民は、まさに死活の問題として絶対反対の意を表明し、前後百数十回にわたりまして、政府や運輸省、並びに県に対して、空港設置反対の陳情を続けてきたところでございます。ところが今回、政府は、突如として富里村隣接の成田市三里塚に建設する方針をきめたようであります。私はまず、これまで政府が本問題に取り組んでまいりましたその態度に対しまして、ただしてまいりたいと思うのであります。

空から一枚の写真をとり、そこに人間の住んでいることを忘れて、単に広い平たんな土地があるから空港をつくるのだという、しかも、安保条約に伴う米軍専用空域による航空管制上の見地のみを重視いたしまして、一度の現地調査も行なわず、一回も住民の声を聞くことなしに、一方的に候補地をきめようとしてすることは、民主政治を否定した、人間無視の政治であり、天下り的権力政治と言わざるを得ないのであります。しかも、四年このかた、候補地が、やれ浦安沖だ、富里だ、霞ヶ

浦だ、そうして木更津沖だと、それこそネコの目の変わるごとく、次から次へと、実力者や團僚が放言をし、関係住民は、そのたびに右往左往され、長きにわたって苦しめられてまいつたのであります。したがつて、もうだまされまいといふ、政治不信が積み重ねられ、絶対反対の意思をより強く呼び起こしてゐるのであります。

また、去る第四十八回国会におきまして、空港公団法審議の際に、当院は、「空港建設に当たつては、当該地域住民の生活権をそくなわないよう輸大臣は、これを尊重することを約束をし、富里周辺への建設は不可能であると明示し、暗に内陸への空港建設はできないということをほのめかし、や、政府は、運輸官僚の机上プランをうのみにいたしまして、国会の意思を無視し、地元住民の反対を押し切つてまで強行しようと思つて企図してきたことは、民主政治の理念に反した態度であらうともうとする態度を、どう反省しておられますか。その政治責任をどう考えておられるのか、お伺いいたしたいのであります。

さらに、地元住民の反対の意思とともに、富里村をはじめ、周辺の関係町村は、それぞれの議会におきまして設置反対の決議を行なつてゐることは、すでに御承知のことおりであります。もし、この自治体の決議が無視されるとするならば、日本国憲法で定められております地方自治の精神を踏みにじることとなり、明らかに憲法違反の行為と思ふのであります。總理並びに自治大臣の見解をお聞きしたいのであります。

第一に、去る二十二日、總理は、新空港問題に

ついて、千葉県知事を招いて会談をされておりますが、その際、總理は、富里案はやめて、新しく三里塚御料牧場を中心とする地域に建設をした方が、長きにわたって苦しめられてまいつたのであります。

第二に、もし、これが事実とするならば、富里地域への空港設置計画は、完全に放棄されたのでありますか。橋本官房長官や運輸省は、三里塚ではまたたく間に手狭になることが明らかであつて、昭和四十五年から五年もすれば限界に来ると言ひ、将来、富里地区に拡張されるとの説明であります。千葉県知事は、絶対に富里にはつくらないことを政府は明確に表明したと、こう言っておりますけれども、この点、明確に御説明をいただきたい

第三に、新空港の性格についてであります。そもそも、新空港建設の趣旨は、公団法審議の際に超音速旅客機SSTの受け入れ等、量的、質的な行き詰まりを開拓し、あわせて、わが国の国際航空における要衝としての地位を確保するため思い切つた大空港を早急に建設するというものであります。そこで、当初計画の規模を大幅に縮小をする三里塚案は、いかなる性格を持つものであらうか。将来、大空港をその周辺につくるための暫定空港なのか。それとも、純然たる羽田程度の空港なのか。それとも、純然たる羽田くらいとするのか。それとも、この三里塚空港をSST空港として使用するのか、これらの点を明

りたいとされただまうことに、富里住民をして苦惱と不安の中に追い込み、力で押しつけようとする態度を、どう反省しておられますか。その政治責任をどう考えておられるのか、お伺いいたしたいのであります。

第五に、従来、三里塚御料牧場は、富里空港の代替地として予定されていたところであり、空港敷地としての調査は、もとより全然なされておらず、千葉県は、七月上旬には閣議決定をし、公団を発足させたいと言ふのであります。しかるに、政府は、七月上旬には閣議決定をし、公団を発足させたいと言ふのであります。また、中村運輸大臣は、大臣をやめる前に決定したいといふように、無責任な発言をされています。

第六に、騒音など、空港公害の問題であります。富里の場合も、この公害対策が全然研究されないで、ただ国策だから犠牲を忍べ、こういう態度で住民に接してきたのであります。そのためある旨を申しましたところ、總理もこれを了承し、お聞きしたいのであります。

三里塚空港は、羽田の過密対策空港にとどめ、SST空港は別に考へる旨の發言があつたと言つておきますが、そのとおりであります。そのとおりであります。千葉県知事の説明によりますと、内陸に大規模な空港をつくることは、非常に不測の危険もあり、反対である旨を申しましたところ、總理もこれを了承し、お聞きしたいのであります。

次に、今回決定しようとした三里塚案についてお伺いをいたします。

第一に、去る二十二日、總理は、新空港問題についてお伺いをいたしました。

次に、三里塚御料牧場は、富里の周辺の住民には、「金は一

つには政府の無計画、無準備あります」として、協力を要請したと謂われておりますが、どうか。

第二に、もし、これが事実とするならば、富里地域への空港設置計画は、完全に放棄されたのでありますか。橋本官房長官や運輸省は、三里塚ではまたたく間に手狭になることが明らかであつて、昭和四十五年から五年もすれば限界に来ると言ひ、将来、富里地区に拡張されるとの説明であります。千葉県知事は、絶対に富里にはつくらないことを政府は明確に表明したと、こう言っておりますけれども、この点、明確に御説明をいただきたい

第三に、新空港の性格についてであります。そもそも、新空港建設の趣旨は、公団法審議の際に超音速旅客機SSTの受け入れ等、量的、質的な行き詰まりを開拓し、あわせて、わが国の国際航空における要衝としての地位を確保するため思い切つた大空港を早急に建設するというものであります。そこで、当初計画の規模を大幅に縮小をする三里塚案は、いかなる性格を持つものであらうか。将来、大空港をその周辺につくるための暫定空港なのか。それとも、純然たる羽田程度の空港なのか。それとも、純然たる羽田くらいとするのか。それとも、この三里塚空港をSST空港として使用するのか、これらの点を明

りたいとされただまうことに、富里住民をして苦惱と不安の中に追い込み、力で押しつけようとする態度を、どう反省しておられますか。そのとおりであります。千葉県知事の説明によりますと、内陸に大規模な空港をつくることは、非常に不測の危険もあり、反対である旨を申しましたところ、總理もこれを了承し、お聞きしたいのであります。

次に、政府は、新空港の建設は、いわば国際的

使命であり、今後の革命的航空路の発展からいっ

て絶対に必要であると言ひ、国家的必要性をにしきの御旗としております。もちろん、われわれもこれを全面的に否定しようとするものではありませんが、空港建設が国家的事業として、今後長期の国際空港の地位を占めるものであるとするなら

ば、こそく的、御都合主義の計画ではなく、國士

総合開発計画の一環として、綿密な科学的調査によって、悔いを後世に残さざる空港の建設こそ私は必要と思うのであります。かかる観点からするならば、航空審議会が候補地選定にあたって、羽田、東京周辺の米軍基地の空域に障害を及ぼさないということを第一の条件としておりますことは、まさに不適当であり、理解に苦しむところであります。安保条約は永久のものではないはずであります。あるパイロットが、「わが空はわが空ならず秋の空」と、よんでもおりますが、まさに、わが空は米軍専用空域で占められているのであります。国の安全保障は、すなわち国民の安全保障でなければなりません。国民の土地を取り上げ、国民の生活権を奪つて、何が國の安全保障でありましょうか。したがつて、こうした米軍専用空域の撤去につきまして、米軍に対し要求をしたことがあるのかどうか、どういう折衝をしてきたのか、お答えをいただきたいのであります。

最後に、われわれは、国土の造成と、空港公害をより少なくするといふ、一石二鳥の海面埋め立てによる空港建設こそ、国民の望むところであると確信をいたしております。国民の納得と理解、協力を得るために、この際、政府は、現在の構想を白紙に返しまして、各党と話し合つて、次の世代へのおきぎりものとなるよう、りっぱな空港をつくるべきであるということを、私は要望いたしました、質問を終わる次第であります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇 拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。
新しい空港をつくる、その必要は、もういまさら説明するまでもなく、社会党の方も、この必要は認めていらっしゃるようあります。ただ、問題は、具体的にその空港がどこに設けられるかと

官報(号外)

いうことで、これは、國民生活、関係の方々に重大な影響を及ぼすばかりでなく、また、利用の立場に立ちました、この点は非常な問題であります。したがいまして、三十八年につきましても、この問題を審議をお願いいたしまして以来、今日まで、いろいろ検討にあります。また、これが慎重でありますかゆえに、検討を重ねてまいりましたのであります。政府といたましても、どこまでも慎重に扱つたつもりであります。また、これが慎重でありますかゆえに、関係地方と目せられるところの方々、住民にとりましては、非常に長い間の不安でもあつた、どうなるだらう、こういうような不安に包まれてもいたと、私は思うのであります。そういうような意味で、政府の慎重な態度、これは御理解をいただければよいと思いますが、慎重であるといふことだけでは、今日の長期にわたる地方住民の苦しみを、これ弁解するわけにはまいらない、かように私は思ひます。いたしましても、政府の責任において、この空港の必要、これにこたえて、具体的にその場所をきめなければならぬ、これは私どもの責任でもあると、かように思ひます。冒頭におきまして柳岡君が、住民を苦しめた政府の態度、また、長期にわたつて住民を受けました。私は、ただいま申し上げるような気持から申しまして、ただいまの御批判は当たつておると、かように思ひます。政府は、その意味におきまして、地方住民に負担をかけないよう、そういうような意味合いを以て、できるだけ早くきめなければならぬといふふうに思ひます。

で、お尋ねのあるは前後いたしますが、かよういう意味におきまして、今回の空港の決定につきましては、私は、あらゆる努力をしたつもりであります。これは、たまたま東京周辺、しかも、われわれが自由に考案される場所ばかり、かよう限つたつもりはありません。広く国家的見地に立つて、高度の検討を加えたつもりであります。この点では、御指摘のとおりであります。したがいまして、この点では、御指摘のとおりであります。しかし、最後に、ただいま申し上げますように、今日まだ最終的な決定はいたしましたが、私は最も有力なその場所と考へて考えておりますのは、三里塚を中心として、実際に国有地あるいは県有地であるとか、あるところへ落ちついたのであります。そこで、その移転を必要とするような方が特に少ないような「くふう」をすること、特に農民について、そしてこの処置をしたい、かように思ひます。農民の考え方、その感じを十分われわれが理解しないで、それで、そしてこの処置をしたい、かように思ひます。農民の生活権を奪うのではなく、代替地等を提供するにいたしましても、よく、そのような意味では絶対にございませんし、十分ござりますから、代替地等におきまして十分注意するつもりであります。また、非農地におきましては、農民でない方等におきまして、新しい市街地をつくる等、政府が積極的に住みいい場所をつくるような「くふう」をすべきではないかといふことを申しております。また、非農地におきましては、この種の事業はできないのでありますから、

柳岡君の御指摘のように、地方自治体の反対を押しきつてやるとか、あるいは住民の反対を押しきつてやるとか、いろいろものでないことは、もちろん私どもよく注意しておるのであります。この点におきまして、十分、地方の住民の理解を得るために、その最善の努力を払うつもりでござります。したがいまして、地方住民並びに自治体の積極的な協力を得て、この大事業をぜひとも完遂したい、かように私は考えておるのであります。

過日、友納知事と私は会見をいたしまして、政府は最終的に三里塚を中心にして空港を設置したい、この点については、ただいま申し上げますように、これらの地域は比較的私有地が少ないと同時にまた、比較的農民が少ないと、また、非農家も少ない、いわゆる移転を要すべき住民、戸数等が比較的少ない、こういうところから、この土地を選んだというので、知事の協力を求めべく、いろいろ説明をいたしましたのであります。ただいまお話をございましたが、友納君がいろいろ、その後帰りまして、千葉県下において説明したところ等は、大体私も了承しておるところです。だから、今日、話し合つたこと、それを忠実に友納君も現地に帰つて話しておる、かように思いますので、私と知事との間に、そこはないよう思ひます。

また、今回の空港設置につきまして、地方の知事として、どうか計画を十分緻密にしてくれ、また、準備も最善を尽くしてひとつ取り組んでくれと、こういうお話をございます。これらにつきましては、もちろん関係省が非常に多岐にわたっております。これは運輸省だけできません。これは運輸省だけできめるべき筋のものではない、かように思ひますので、関係各省を集めて具体的に掘り下げていくということで、近づく、来週の月曜日以降におきまして、これらの会合を持つつもりであります。各省関係者を集め、その場合には、知事のかわりの方ももちろんこの会議に出ていただいて、そうして現地の要望

にもこたえる。また、積極的に政府が何を考えておるか、どういう計画を持っておるか、これらを十分相談の上で樹立して、そうして万遺漏なきを期しておるような次第でござります。

私が申し上げたいのは、今回のこの空港は、その性格から見ましても、羽田が四十五年になればたいへん混雑する、それに対する対策からもぜひ必要でございます。さらに、その後におきましては、スーパーソニックの実現等がありまして、空港についてもいろいろな要望があり、これにこたえるべく調査を進めておりますけれども、しかし今日、三里塚を中心にして設定するこの空港は、四十五年際に羽田空港がいかになるだろうか、また、日本の航空事情はどうなるだろうか、一応の想定をいたしまして、それにこたえることを中心にしての第二空港の設置でございます。したがいまして、この三里塚を中心に、さらに拡大して富里方面にこれを拡大するといふような考え方の方は、もちろんございません。だから、この点では、もういままでの富里地域の住民の反対、これは完全にその反対がいれられたと、かように考えていふことで、私どもは、まずこれをつくつて、そうしてその次に富里に拡大するのだろう、こうしたことではないことを、この席をかりまして、はつきり申し上げておきたいと思います。どこまでも国の大事業としての、その立場に立ちまして、そうして計画的な、長期にわたる計画性から今回空港を計画し、まだ、これをつくつていくつもりでございます。

○國務大臣(永山忠則君) 議会の反対を押し切つて決行するのではないかという御質問に対しまして、政府といたしましては、移転の補償、離農対策などに、新しい空港、これは国の大事業でござりますので、皆さま方の御協力を心からお願ひをして、私の答弁を終わります。(拍手)

策並びに代替地の問題、騒音防止等の公害の排除、並びに農業その他産業経済の振興等、あらゆる施策の万全を期しまして、いやしくも地元民の犠牲において全国民の福祉をはかるというような弊に陥らないよう、十分注意をいたしまして、県当局、関係機関並びに住民の協力を得まして、この国家的要請の大事業を完遂いたしたいと存ずる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣中村寅太君登壇。拍手〕

○国務大臣(中村寅太君) 新空港の問題につきましては、いろいろ皆さま方にも御心配をかけ、御配慮をいただいてまいつたのでござりますが、いろいろ糸余曲折はございましたが、当初、昨年十一月に富里地区に内定いたしまして、その後、地元住民の反対の声等も十分に拝聴いたしまして、反対意見等を尊重いたしました結果、今回三里塚地区に決定の方向に運んでまいつたのでござります。

その地、飛行場の技術的な計画が立つておるのかといふ御質問でございますが、これは長期にわたりましてあらゆる面で、技術的にも、各所とも候補地にあがつたところは検討いたしておるのでございまして、万遺憾ない処置や研究が積み上げられているのでございます。

なお、公害の問題につきましては、まず騒音対策でございますが、これは学校とか病院とか、あるいは幼稚園というような特殊の施設に対しましては、防音装置をするということは、今日、空軍基地等でやっておるようなことでございまして、これは十分に地元の方の要求に応じ得るのでございますが、一般の民家の構造から考えまして、騒音対策が非常にむずかしいことは、皆さん方も御承知のとおりでございます。あるいはそのほか、排水あるいは污水の処理等、いろいろ公害の問題がございますが、これは地元の公共団体の長とか、あるいは団体の代表者とか、あるいは被害者の代表者等をもつて公害対策の特別委員会をつくらまして、そうして地元の人たちの要求に今日こ

○國務大臣(中村寅太君) 新空港の問題につきましては、いろいろ皆さま方に御心配をかけ、御配慮をいただいてまいつたのでございますが、いろいろ糾余曲折はございましたが、当初、昨年十一月に富里地区に内定いたしまして、その後、地元住民の反対の声等も十分に耳聴いたしまして、反対意見等を尊重いたしました結果、今回三里塚地区に決定の方向に運んでまいつたのでござります。

その地、飛行場の技術的な計画が立つておるのかといふ御質問でございますが、これは長期にわたりましてあらゆる面で、技術的にも、各所とも候補地にあがつたところは検討いたしておるのでございまして、万遺憾ない処置や研究が積み上げられておるのでござります。

なお、公害の問題につきましては、まず騒音対策でございますが、これは学校とか病院とか、あるいは幼稚園というような特殊の施設に対しましては、防音装置をするということは、今日、空軍基地等でやつておるようなことでございまして、

さらには、米空軍に対しまして、東京周辺の基地の使用を申し入れたことがあるかといふ御質問でござりますが、これは四十年の初期に、米軍が使っております飛行基地を共同使用できなかつてゐることで、検討をしてもらつたのでござりますが、現在の時点では、共同の使用も非常にむずかしいといふような回答を得ておるような事情でございます。(拍手)

〔國務大臣坂田英一君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂田英一君) 今回変更されました三里塚は、御料牧場並びに県有林が主体となつておりますので、富里地区のように、多数の農地が、そのためにつぶれるということではないと考えております。なお、三里塚を中心として新国際空港が建設される場合でも、若干の農地がつぶれることとなるらうと思ひますが、農地を提供する農民に対しては、代替地の提供、転業のあつせん等の対策については、政府としても、あたたかい心持をもつて十分考慮すべきものであると考えておきます。(拍手)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長二木謙吾君。

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年六月七日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 山口喜久一郎

(小字及び一は衆議院修正)

国民の祝日にに関する法律の一項を改正する法律案

国民の祝日にに関する法律の一項を改正する法律案

国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条成人の日の項の次に次のように加える。

建国記念の日 一月十一日 建国をしのび、國を愛する心を養う。

第二条ことの日の項の次に次のように加える。

敬老の日 九月十五日 多年にわたり社会につくして辛苦をいた老人を敬愛し、長寿を祝う。

第二条秋分の日の項の次に次のように加える。

体育の日 十月十日 スポーツにしたしみ、健康な心身をつちからう。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十六十三条により送付する。

昭和四十一年六月七日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 山口喜久一郎

(小字及び一は衆議院修正)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律
国民の祝日に關する法律の一部を改正する法律
国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。
第二条成人の日の項の次に次のように加える。
建国記念の日 〔政令で定める日〕 建国をしのび、
國を愛する心を
養う。

第一条ことの日の項の次に次のように加える。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。文教委員長二
木謙吾君。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(建国記念の日となる日を定める政令の制定)

2 改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令は、この法律の公布の日から起算して六月以内に制定するものとする。

3 内閣總理大臣は、改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令の制定の立案をしようとするときは、建国記念日審議会に諮詢し、その答申を尊重してしなければならない。

(内閣總理大臣の審問に応じて建国記念日審議会に諮詢すること)

第二条に規定する敬老の日において、ひろく国民が老人の福祉についての関心と理解を深め、かつ老人が自らの生活の向上に努める意欲を高めるような行事が実施されるよう努めなければならない。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年五月三十一日
参議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 山口喜久一郎

（小字及び一は衆議院修正）
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第一条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第三条 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財團法人私學恩給財團の年金の特別措置に関する法律（一部改正）

（第三十五条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。）

第三十五条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

（同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。）

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができる。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

（施行日前に給付事由が生じた長期給付の取扱いの一部を次のように改める。）

第五条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に開する法律（昭和三十六年法律第二百七十八号）

附則第八項第一号中「旧法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額の十二倍に相当する額（その額が六十二万四千円を超えるときは、六十二万四千円とする。以下この号及び次項第一号において「旧平均標準給与の年額」という。）」を「平均標準給与の年額」に、

（旧平均標準給与の年額の特例）
附則第十二項第一号中「旧法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額（その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円とする。）」を「平均標準給与の月額」に改め、附則第九項第一号中「旧平均標準給与の年額」という。）

（昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由が生じた私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）の規定による退職年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（次項において「法律第四十号」という。）附則第四項第二号に規定する退職年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（次項において「法律第四十号」という。））と、）

（施行日前に給付事由が生じた年金の額の特例）
3 昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由が生じた私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）の規定による退職年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（次項において「法律第四十号」という。））と、）

（施行日前に給付事由が生じた年金の額の特例）
4 昭和四十一年十月分以後、その年金額を六万円に改定する。

第一条の二 前条に規定する年金については、昭和四十一年十月分以後、その年金額を六万円に改定する。

（第三条中「第一条」の下に「及び第一条の二」を加える。）

第一条の二 前条に規定する年金については、昭和四十一年十月分以後、その年金額を六万円に改定する。

（第三条中「第一条」の下に「及び第一条の二」を加える。）

4 昭和三十七年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた法の規定による退職年金で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以後、その額をこの法律による改定後の法律（昭和四十号附則第八項及び第九

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じたこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定があるものを除くほか、なお従前の例による。

（施行日前に給付事由が生じた年金の額の特例）
3 昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由が生じた私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）の規定による退職年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（次項において「法律第四十号」という。））と、）

（施行日前に給付事由が生じた年金の額の特例）
4 昭和四十一年十月分以後、その年金額を六万円に改定する。

（施行日前に給付事由が生じた年金の額の特例）
5 昭和四十一年十月分以後、その年金額を六万円に改定する。

項の規定により計算した額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を適用する。

5 施行日前に給付事由が生じた廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十一年十月分以後、その額を前二項に規定する退職年金の額の計算の例に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

〔組合員であつた期間が二十年以上の者の年金の額の特例〕

6 昭和四十年四月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その限りで当該各号に掲げる額とする。ただし、○これら及び遺族年金についても、組合員であつた期間が二十年に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 六万円
二 遺族年金 三万円

〔二木謙吾君登壇、拍手〕

○二木謙吾君 ただいま議題となりました二法案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

また、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、政府提出の原案によれば、現行の国民の祝日に、新たに建国記念の日・二月十一日、敬老の日・九月十五日、及び、体育の日・十

月十日を加えることを規定しようとするものであります。衆議院において、次のように修正議決されおりあります。

すなわち、建国の日については、二月十一日を削り政令で定める日とし、その政令は、この日を象徴する日であること、衆参両院における三党

臣の諮詢に応じ、建国記念の日となるべき日に於いて調査審議するため、建国記念日審議会を設置することとし、内閣総理大臣は、その政令の制定にあたっては、審議会の答申を尊重しなければならないこととしたしておるのであります。

なお、審議会の設置期限は、昭和四十一年十二月十五日までとなつております。

委員会におきましては、本法案の重要性にかんがみ、審議の慎重を期するため、五人の参考人を招いて、本法案に対する意見を聴取するとともに、政府に対し各委員からきわめて熱心な質疑が行なわれました。

質疑の過程において取り上げられました主要点は、一、衆議院議長による三党一致の申し合わせに基づき、衆議院において修正されるに至った経過、二、建国記念日審議会の委員の選考及びその運営に関する問題、三、紀元節及び建国の日に關する問題、四、建国神話と歴史教育との関係、五、建国記念の日が定められた後における歴史教育上の取り扱いの問題、六、体育の日の意義及び国民の体育振興についての構想、七、祝日を休日とするに伴い、中小企業及び日給労働者等に対する配慮、八、建国記念の日を政令で定めること及び審議会の設置期限等に関する問題、等の諸点でありますが、最後に、内閣総理大臣の出席を求め、建国記念日審議会の委員の人選及び運営について質疑が行なわれ、これに対し、内閣総理大臣より、円満なる運営を期する旨の答弁がありました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木委員より、政府提出の原案による二月十一日は歴史的根柢がないこと、国民の祝日は、国民の各階層から要望される日でな

ればならないこと、建国記念の日となるべき日の決

定が法律事項でないこと等の理由をもつて、反対

することとし、政府原案による建国記念の日は建国の理想

より、政府原案による建国記念の日は建国の理想

を象徴する日であること、衆参両院における三党

の議論が述べられ、自由民主党を代表して玉置委員

申し合せの精神を尊重して、審議会委員の選考

は公正不偏に行なわれるものと期待する等の理由

を付して、賛成の意見が述べされました。

次いで、辻委員から公明党を代表して、原案に反対し、建国記念の日となるべき日は法律で定められました。また、林委員からは、右と同趣旨を

もつて修正案に賛成し、原案に反対の意見が述べられました。

続いて、まず、辻委員提出の修正案について採決の結果、同修正案は多數をもつて否決され、衆議院送付の原案について採決の結果、多數をもつて可決、結局、衆議院送付の原案どおり可決すべくものと決定いたしました。

なお、北畠委員より、自民、社会両党を代表し

て、本案に対する附帯決議案が提案され、多數をもつて可決されました。

附帯決議の内容は次のとおりであります。

政府は、日本国憲法のもとで国民が挙つて祝う祝日の性格に鑑み、祝日法の運用については

世論の対立をさけるべきである。よつて次の事項について適確なる措置をとるべきである。

記 一、今回の如き政令による施行は例外的便法なことを考慮し、政府は、審議会委員の人選にあたつては、三党と協力等、公正慎重を期し円満に行なうよう措置すること。

二、審議会の運営については公正不偏広く国民

以上で本法案についての報告を終わります。

次に、私立学校教職員共済組合法等の一部を改

正する法律案について申し上げます。

本法律案は、私立学校教職員共済組合の長期給

付に要する費用に對する国の補助率を、現行百分

の十五を百分の十六に引き上げるとともに、年金

給付額の算定方法の改善、旧私学恩給財團の年金

額の引き上げ、既裁定年金者の年金の最低保障額

並びに事務費に対する国庫補助のほか、新たに、

財源調整のため必要があるときは、国は、予算の範囲内において、その一部を補助することができます

が、衆議院において修正が行なわれ、長期給付費

並びに事務費に対する国庫補助のほか、新たに、

修正点、未加入校の問題、組合員の給与と掛け金

率との関係、高齢組合員に対する年金支給、並びに事務機構の整備等、今後改善すべき諸問題について、きわめて熱心な質疑が行なわれましたが、

その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、別に討論もなく、直ちに採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、小林委員より、「高齢者組合員に対する年金支給のため國の補助率をさらに引き上げること、及び、短期給付等に必要な費用についても國の補助を行なう」旨の附帯決議案が提出され、全

会一致をもつて、これを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 国民の祝日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がござ

ります。順次発言を許します。鈴木力君。

〔鈴木力君登壇、拍手〕

私は、日本社会党を代表して、たゞ

いま議題とされております「国民の祝日に關する

法律の一部を改正する法律案に對し、反対の討論を行なうものであります。」と述べております。はたして、そのとおりに國民は親しみ、またここに國民こそぞて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「國民の祝日」と名づける。」よりよき社會より豊かな生活を築きあげるために、ここに國民こそぞて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「國民の祝日」と名づける。」精神に敵していなければならぬ。したがつて、「國の祝日をきめる場合は、一片の法令等で上から押しつけるべき性格のものではなく、まず國民全体が念入りの論議をする必要がある。その上、真に國民全体がこれを受け入れ、國民生活に定着するものであることが必須の要件であり、むしろ國民から盛り上がるべきものである。この前提に立つて、二月十一日の紀元節の日を建国記念日とすることは、何らの歴史的根拠もなく、八紘一字式の軍國主義、天皇制復活につながる危険性がきわめて強く、平和主権在民の基本的人權尊重などを理念とする日本国憲法と相いれない、時代と逆行するものである。したがつて、諸外国では、ほとんどの國が近代國家成立の日をそれぞれ建国または独立の記念日としているところ、もし日本が建国記念の日を決定する場合は、日本が、天皇主權と軍國主義が否定され、その反省の上に立つて、自由と平和、主権在民、基本的人權尊重などの理念を明確にした近代國家として発足した日、すなわち昭和二十二年五月三日、憲法施行の日とすることがふさわしい、という態度を明らかにしてまいつたのであります。この立場から、本法案の政府原案に対し、強く反対してまいつたところであります。

この際、二月十一日の紀元節と建国記念の日の関係について、さまざまな議論がありますので、もう少し詳細に御説明申し上げたいと存じます。政府が提案理由説明の中で、「この日を二月十一日といたしましたのは、この日が明治初年以来七十余年にわたり祝日として國民に親しまれてき

た伝統を尊重したからであります。」と述べておりますが、この発想について疑義があるのであります。はたして、そのとおりに國民は親しみ、またここに國民は親しみ、またそれは國民の生活になじみ、祝うどころか、雲にまき込まれていった経験は、高千穂の神話では祝ってきたであります。しかし、それは國民の生活になじんだのではなく、國民は、官庁、学校の一行事として理解しても、日本の國の創業の日としては事実であります。しかし、それは國民の生活になじんだのではなく、國民は、官庁、学校の一行事として理解しても、日本の國の創業の日として祝う意識はなく、その生活とは無関係であったのであります。それのみではありません。戦前は、たとえば明治時代、紀元節の制定は天皇制確立の手段として使われ、日清・日露両戦争をはじめとする日本人の戦意高揚の具に供せられておりました。それが、大正、昭和に及ぶにつれて、この傾向はさらに強められ、昭和十年代には、八紘一宇のストーリーの示すように、建国の神話が戦争の理念となり、國民をいや心なしに戦争に協力させるために大きな役割りを果たしたことは、あらためて申し上げるまでもない事実であります。このことは、昭和十五年二月十一日、建国二千六百年記念祭において、「今や非常ノ世局ニ際シ、斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル。爾臣民、宜シク思ヲ神武天皇ノ創業ニ賜セ、」「和衷戮力、益々國体ノ精華ヲ發揮シ」云々との詔書が出され、戦争を戦い抜くことが強調されたのであります。そして、翌昭和十六年、アメリカに宣戦の布告をしたことでもっても明白であります。終戦までの日本国民は、忠君愛國という美名のもとに、國の威令には批判を許されず、盲目的に信じ込まれ、隸従をしいられてきて、國民の幸福と生活を奪う手段の一つとしての紀元節の公的な形式的な行事を、冷たく見つめていたにすぎないと言えるであります。

この際、二月十一日の紀元節と建国記念の日の関係について、さまざまな議論がありますので、もう少し詳細に御説明申し上げたいと存じます。昭和二十五年二月十一日の朝日新聞「天声人語」に、「二月十一日の昔の紀元節には、「雲にそびゆる高千穂の、高嶺おろしに草も木も、なびき伏しけん大御代を……」と歌つたものだ。權力と武力の山おろしに、民草がなびき伏し、風雲急なり」という議論は、まさに小学校の児童にも通用しない噴飯ものと言うべきであります。また、キリストの誕生日が史実で明らかでないのに誕生日は祝う世であっても、神話で長く伝えられてきた神武天皇即位の日を建国記念の日として祝うことは、何者への意見であります。これに対し、建国の日は後世であっても、神話で長く伝えられてきた神武天皇即位の日を建国記念の日として祝うことは、何者への意見であります。これに対し、建国の日は後

と見るや、これを免れぬ運命だとあきらめ、たゞいつこの間のことである」と云々とするされておりますが、この発想について疑義があるのであります。はたして、そのとおりに國民は親しみ、またそれは國民の生活になじみ、祝うどころか、雲にまき込まれていった経験は、高千穂の神話では祝ってきたであります。しかし、それは國民の生活になじんだのではなく、國民は、官庁、学校の一行事として理解しても、日本の國の創業の日としては事実であります。しかし、それは國民の生活になじんだのではなく、國民は、官庁、学校の一行事として理解しても、日本の國の創業の日として祝う意識はなく、その生活とは無関係であったのであります。それのみではありません。戦前は、たとえば明治時代、紀元節の制定は天皇制確立の手段として使われ、日清・日露両戦争をはじめとする日本人の戦意高揚の具に供せられておりました。それが、大正、昭和に及ぶにつれて、この傾向はさらに強められ、昭和十年代には、八紘一宇のストーリーの示すように、建国の神話が戦争の理念となり、國民をいや心なしに戦争に協力させるために大きな役割りを果たしたことは、あらためて申し上げるまでもない事実であります。このことは、昭和十五年二月十一日、建国二千六百年記念祭において、「今や非常ノ世局ニ際シ、斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル。爾臣民、宜シク思ヲ神武天皇ノ創業ニ賜セ、」「和衷戮力、益々國体ノ精華ヲ發揮シ」云々との詔書が出され、戦争を戦い抜くことが強調されたのであります。そして、翌昭和十六年、アメリカに宣戦の布告をしたことでもっても明白であります。終戦までの日本国民は、忠君愛國という美名のもとに、國の威令には批判を許されず、盲目的に信じ込まれ、隸従をしいられてきて、國民の幸福と生活を奪う手段の一つとしての紀元節の公的な形式的な行事を、冷たく見つめていたにすぎないと言えるであります。

さて、本法案の審議の経過については、各位の御存じのとおり、山口衆議院議長のあつせんによつて、衆議院において三党申し合わせに基づき共同修正がなされ、本院に送付されてまいりました。わが党は、この申し合わせと修正の趣旨に幾多の疑問点がありましたが、すなわち、政令事項であり、期限を切つてることから、政府が一方的に決定する余地があるのでないか、原案に固執して審議会に当たるのではないか等々であります。また、神武天皇は史実の人ではなく、神話の存在であることは、本院文教委員会における参考人の意見と申しますが、その縦横にかんがみ、申し合わせの趣旨を尊重し、文教委員会において十分時間をかけて審議し、疑問点を解明しよりとの方針のもとに、審議に当たつてまいりました。この審議の計画と段取りの取りきめについて協議中に、一方的に審議し、疑問点を解明しよりとの方針のもとに、審議に当たつてまいりました。この審議の計画と段取りの取りきめについて協議中に、一方的に審議し、疑問点を解明しよりとの方針のもとに、審議に当たつてまいりました。この審議の計画と段取りの取りきめについて協議中に、一方的に審議し、疑問点を解明しよりとの方針のもとに、審議に当たつてまいりました。この審議の計画と段取りの取りきめについて協議中に、一方的に審議し、疑問点を解明しよりとの方針のもとに、審議に当たつてまいりました。この結果、私の持つてゐる疑問の諸点は必ずしも十分解明されたとは言ひ難いのですが、重宗議長より政府に対する審議会の委員の人選について公正を期するよう申し入れもあり、委員会においては、安井国務大臣より、二月十一日は原案から取り除かれ、決定は審議会にゆだねられたものであることを、したがつて、審議会に對しては修正決定の趣旨に従つて公平不偏の態度で臨むこと、審議会の委員の人選にあたつては、三党と十分話し合い、

公正慎重を期し、円満に行なうより措置する」と、運営にあたっては公正不偏、広く国民の各界各層の要望にこたえるよう特段の配慮をする旨の答弁があり、佐藤総理大臣もわが党の質問に対し、重ねて同趣旨の御答弁があつたことでもあります。世論の対立を避け、本法第一条の趣旨が生かされることを期待して、一応了とした次第でございます。願わくは、単なる答弁に終わることなく、真に、国民がこそって祝い、記念することができる日を決定され、私が解説不十分である諸点を事実をもつて解明されることを強く期待するものであります。

しかし、なおこの法案に大きな欠陥があります。それは建国記念日の決定を政令にゆだねたことであります。元日の日以下、今回追加されますスポーツの日、老人の日を含めて、十一の祝日が法律事項であるのに、ひとり建国記念日のみが政令で決定されることは、重大な誤りをおかしているものと言わざるを得ません。それが單に法律のいさゝ上の欠陥ということではなく、この日のみが別扱いで政令により政府から示達の形で国民におろされるという手続は、国民から盛り上がるべき記念日の性格から、きわめて遺憾であります。政府の一方的押しつけを許す手続で決定されることは、国民に対し不信と危惧の念を抱かしめる危険を持つており、国民がこそって祝おうという精神に沿わないものであるわけであります。また、国会の審議権とその責任の立場から申しますと、国会みずからが審議権の放棄または責任回避をしたとの批判も免れることができないのでありますまして、絶対納得することができません。強く遺憾の意を表する次第であります。

〔内藤督三郎君登壇、拍手〕

〔内藤善三郎君登壇、拍手〕
○内藤善三郎君 私は、自由民主党を代表して、
ただいま議題となりました国民の祝日に因する法
律の一部を改正する法律案に対し、その理由を
明らかにし、若干の希望を申し述べて、賛成の討
論を行なうものであります。

まず第一に、国民ごぞつて祝ひ祝日法案が、途中ににおいて餘余曲折はあつたにしても、衆議院においては議長あつせんに基づき、三党の申し合わせにより、参議院においても議長あつせんにより、各党各派が協力され、正常な形において審議が進められ、本日成立の運びに立ち至つたことは、何よりも喜ばしいことであります。私は、この際、各党各派の良識と勇氣に深甚の感謝と敬意を表するものであります。

第二に、多年の懸案であり、昭和三十二年以来今まで提案されること十二回、今日多數の国民の待望してやまなかつたこの法案が国会において議了することのできることは、まさに画期的なことであり、まことに慶賀にたえないところであります。

第三に、最近におする斗争支拂ひすばらゝ、建

歩と物質文明の驚異的発達に比して、精神面の教育が立ちおくれを見せていることは、はなはだ遺憾であります。このたび建国記念日の制定により、日本民族の精神的支柱が確立されましたことは、わが國将来の輝かしい發展を約束するものとして、国民とともに、心から贊意を表したいのであります。

さて、敬老の日、体育の日につきましては、申すまでもないことになりますが、この際、私は、建国記念の日の意義につきまして、特に所感の一端を申し述べてみたいと思うのであります。

避をしたとの批判も免れることができないのであります。そして、絶対納得することができません。強く遺憾の意を表する次第であります。

以上、本法案に対する反対の理由を申し述べまして、私の討論を終わります。(拍手)

國を愛する心を養う日でありまして、それは、戰後二十年、驚異的な經濟的繁榮の中で、いまこそ最も必要と考えられる國民の精神的支柱にともし

びを点ずるものであるからであります。すなわち、二千年にわたる日本民族の精神的支柱は、日本民族の歴史の中に脈々と受け継がれてきたと信ずるのであります。遺憾ながら、戦後二十年、必ずしも世にあらわれず、心ある者を嘆かしめたことは、周知のとおりであります。ただ一度の敗戦により、異常な衝撃を受け、精神的には虚脱状態におちいり、社会的にも思想的にも混迷を繰り返してまいりましたが、最近ようやく立ち直りを見せつつあるのであります。しかし、いまなお教育の面においては、教育が国家興隆の基礎でありながら、教育技術の末に走り、ややもすれば国籍不明の日本人を育成しているのではないかと、識者をして慨嘆せしめているのであります。(発言する者多し)このときにあたり、日本民族の歴史と伝統を正しく理解させ、日本人としての自覚と国を愛する心がわき出する源泉が与えられましたことは、日本の将来にとりまして、まことに慶賀にたえないところであります。

さて、いまから千数百年の昔に編さんされたのが国最古の歴史書である日本書紀によれば、神武創業の起点となりました推古天皇九年は、由緒深い辛酉の年であり、これは嚴然たる歴史的事実であります。この推古天皇の御代に、国民意識の著しい高まりを背景に、聖德太子が、内には十七条憲法を制定し、外には「日出する所の天子、書を日没する所の天子に致す、慈なきや」という、あの有名な自主外交を勇氣をもって展開されたことは、まことに偉大といふほかはありません。この聖徳太子の遺志を受け継いで成った大化の改新は、古代國家發展の基礎を形成したのであります。下つて、幕末から明治維新にかけましては、いまさら言うまでもなく、外には、十九世紀以降の歐米列強の帝国主義的侵略政策に抗してわが国の独立を確保し、内には、長年にわたる旧米の陋習を一掃して、近代国家の建設を達成したのであります。その精神的エネルギーは、王政復古の

をしのんだところから燃え上がったのであります。このことは、本店宣長をはじめ、藤田東湖、吉田松陰、その他、多數の学者、勤皇志士の中に見受けられる所以であります。すなわち、歴史を回顧することが、同時に革新への原動力となつた顕著な事例を、ここに見ることができるのです。

かくて、神武創業の國づくりと、大化の改革における國家形式と、明治維新における近代統一国家の形成とは、わが国歴史上において、さん然と輝く三大事件でありまして、時代条件と國際環境を異にしながらも、その精神、その氣概においては、二千年の長きにわたり、歴史的伝統として脈々とつながっているのであります。これこそ日本民族不動の確信であります。

このような日本民族の歴史と伝統とに思いをいたしますとき、私は、二月十一日こそ建国記念の日に最もふさわしい日であると確信しているものであります。(發言する者多し)世間には、また、一部の学者の中には、これは軍國主義につながる暗い思い出のまつわる紀元節の復活ではないかとか、あるいは神武即位伝承や、二月十一日には科學的根拠がないから無意味だとかいうことを、ちようちようされる向きもないわけではあらません。しかし、明治の日本と現在の日本が置かれている國際環境や時代条件の相違を無視して、紀元節はすなわち建国記念の日、それは軍國主義につながるなどというのは、「日の丸」や「君が代」が軍國主義につながるというのと同じ論理であり、飛躍した観念的な論法であります。

私は、紀元節制定にこめられた維新当時の先達の気魄と英知とを、今日に学び、受けつぐことこそ、今日内外ともに困難をきわめる日本の未来を切り開くかけがえのない精神的なよりどころではないかと信ずるのであります。

をしのんだところから燃え上がったのであります。吉田松陰、その他、多數の学者、勤皇志士の中に見受けられる所以であります。すなわち、歴史を回顧することが、同時に革新への原動力となつた顕著な事例を、ここに見ることができるのです。

かくて、神武創業の國づくりと、大化の改新における國家形式と、明治維新における近代統一國家の形成とは、我が國歴史上において、必然と輝く三大事件であります。時代条件と國際環境を異にしながらも、その精神、その氣概においては、二千年の長きにわたり、歴史的伝統として脈々とつながっているのであります。これこそ日本民族不動の確信であります。

このようないい日本民族の歴史と伝統とに思いをいたしますとき、私は、二月十一日こそ建国記念の日に最もふさわしい日であると確信しているものであります。(発言する者多し)世間には、また、一部の学者の中には、これは軍國主義につながる暗い思い出のまつわる紀元節の復活ではないかとか、あるいは神武即位伝承や、二月十一日には科學的根拠がないから無意味だとかいふことを、ちよらちよらされる向きもないわけではありません。しかし、明治の日本と現在の日本が置かれている國際環境や時代条件の相違を無視して、紀元節はすなわち建国記念の日、それは軍國主義につながるなどといふのは、「日の丸」や「君が代」が軍國主義につながるというのと同じ論理であり、飛躍した観念的な論法であります。

私は、紀元節制定にこめられた維新当時の先達の気魄と英知とを、今日に学び、受けつぐこそ、今日内外ともに困難をきわめる日本の未来を切り開くかけがえのない精神的なよりどころではないかと信ずるのであります。

の原動力として、明治、大正、昭和、三代七十余

年の長きにわたり、国民の三大祝日として広く國民に親まれてきた歴史的事実を無視することはできないのです。

日本書紀に記載された神武東征伝説や建国神話が、今日の歴史学の水準をもって実証的に裏づけができないからといって、直ちに日本建国の日がなかつたとは、何人も断言できないのです。なあつたとは、（発言する者多し）しかし、その建国の伝承が、神話の形である、いまから千数百年の昔において編さんされた勅選の正史日本書紀に集成成されてゐることは、まことに驚くべきことであり、世界に誇り得る貴重な文化遺産であります。神話には、古代人の信仰や理想、ものの見方や考え方などが、あらわれております。わらわらの祖先の精神的事実を尊重していくことが、これから日本の発展を期する国民の望ましい態度であり、正しく豊かな歴史の見方を養ふゆえんであると存ずるのを、心から願ひます。人間の生理的、物的側面だけを強調しあげておられた戦後の態度反省し、人間に不可欠の精神的側面をも尊重して、バランスのとれた人間像を追求する」とは、今日喚緊の要請であります。人間の生前の見方を、祝日法一部改正の議を契機として、その糸口を見出しえましたことは、まことに有意義なことです。願わくば政府は、すみやかに建国記念日審議会の答申を得られ、建国記念日の日取りを二月十一日に決定せられ、日本の洋々たる前途にともしひを信じてもらいたいと、心から念願するものであります。

ここに、本案の賛成理由と若干の希望意見を申し述べて、私の賛成討論を終わりります。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　辻武寿君。
〔辻武寿君登壇、拍手〕
○辻武寿君　私は公明党を代表して、ただいま議題となりました国民の祝日に關する法律の一部を

改正する法律案に反対討論をいたすものであります。

衆議院における自民、社会、民社の三党一致の修正案は、建国の日から二月十一日が一應削除さ

れてはいるものの、結局は政府案の変形されたものにすぎないことは明白であります。總理府に審議会を設置して、六ヵ月以内に答申を待ち、たとえ答申が行なわれなくても、政令で建国の日が

改められててしまうという、かかる非常識をわざまる

法案が、たとえ議長あつせんとはいえ、なぜ三党

一致という形でまとまつたのか。これは、ひとえに佐藤内閣が、他の六十余法案の一切を犠牲にし

ても、祝日法案だけは、しゃむに通じさせると

いう強引なやり方に、野党側が一寸延ばしの緩和策を妥協したにすぎないと思ひます。

衆議院の内閣委員会及び本院における文教委員

会の、あの激回にわたるお祭り騒ぎならぬ混乱

は、嘆いても余りある醜態で、心ある国民はだれ

人も議会制度の危機を痛感しない者はないと思う

のであります。「鳴かされば殺してしまえホトト

ギス」という政府自民党の態度は、国民がこそつ

てお祝いをすべき祝日法案をめぐっての審議だけ

に、国会の紛糾は悲しい汚点を残したといふべき

であります。

わが党は、かかる非常識をわざまる祝日法の改正

にとうてい賛成することはできません。したがい

まして、審議会の設置期限を定めることを撤廃

し、内閣総理大臣は審議会の結果を国会に報告

し、国会においてあらためて法律化する修正案を

提出したのであります。社会党、第二院クラブ

等の御賛同を得たのにもかかわらず、僅少の差で

敗れ、われわれの常識はついに通らなかつたので

あります。二十三日行なわれた五人の参考人の意

見を聞いてみても、過半數はこうした政府の政令

による決定を非難しているのであります。審議会

の委員の任命は、たとえ公正を期することを言明

するのを待ち切れないで、今国会での成立を期し

た政府の姿勢に對しての反対であります。

第一の反対理由は、審議会の答申に十二月十五

日までと期限をつけ、あとは政令によつて定める

といふ不見識な方法であります。戦後、祝日法が

制定された経緯を振り返つてみても、一月一日か

ら十一月二十三日勤労感謝の日に至る年間九回の

祝祭日は、かつて昭和二十二年、時の政府によつて政令で定められようとしたしました。しかしながら、世論の強い反対に会つた結果、政令で定める

ことをやめて、あらためて昭和二十三年、法律によつて、国民の強い支持の中に制定されたことがあります。

この前例を無視して、ことさらに問題になつている

建国の記念日だけを政令にゆだね、特別扱いをす

ることを。憲法第四十一条には、国会は國權の最高

機関であり、唯一の立法府であると明記されてお

ります。それを九回も国会に提出したけれども、

議会ではとうてい結論は出ません。したがつて、

審議会にお願いし、その結果がどうあらうと最後

は政令をきめてしまふ、これでは、衆議院におけ

る三党は、みずから国会の審議権を放棄したもの

で、憲法にうたわれている國權の最高機関として

の立法院の権威を著しく失墜するものと言わざる

を得ないであります。

わが党は、かかる非常識をわざまる祝日法の改正

にとうてい賛成することはできません。したがい

まして、審議会の設置期限を定めることを撤廃

し、内閣総理大臣は審議会の結果を国会に報告

し、国会においてあらためて法律化する修正案を

提出したのであります。社会党、第二院クラブ

等の御賛同を得たのにもかかわらず、僅少の差で

敗れ、われわれの常識はついに通らなかつたので

あります。二十三日行なわれた五人の参考人の意

見を聞いてみても、過半數はこうした政府の政令

による決定を非難しているのであります。審議会

の委員の任命は、たとえ公正を期することを言明

するのを待ち切れないで、今国会での成立を期し

た政府の姿勢に對しての反対であります。

第一の反対理由は、審議会の答申に十二月十五

日までと期限をつけ、あとは政令によつて定める

といふ不見識な方法であります。戦後、祝日法が

制定された経緯を振り返つてみても、一月一日か

ら十一月二十三日勤労感謝の日に至る年間九回の

祝祭日は、かつて昭和二十二年、時の政府によつて政令で定められようとしたしました。しかしながら、世論の強い反対に会つた結果、政令で定める

（拍手）
○議長（重宗雄三君）　これにて討論の通告者の發言は全部終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

ます、国民の祝日に關する法律の一部を改正す

る法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸

君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　總員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　總員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長（重宗雄三君）　〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

を次のように改正する。

中國縦貫自動車道	吹田市	下関市	兵庫県加東郡澗野町・津山市
山陽自動車道	吹田市	山口市	島根県鹿足郡六日市町附近
四國縦貫自動車道	高松市	須崎市	神戸市附近
九州横断自動車道	北九州市	福岡市	広島市附近
九州横断自動車道	長崎市	佐賀市附近	岩国市附近
九州横断自動車道	大分市	鳥栖市	岡山県真庭郡落合町附近
九州横断自動車道	宮崎市	熊本市	米子市附近
九州横断自動車道	鹿児島市	小林市附近	松山市附近
九州横断自動車道	鹿児島市	高知市附近	高知市附近
九州横断自動車道	鹿児島市	久留米市附近	久留米市附近
九州横断自動車道	鹿児島市	福岡市	福岡市附近
九州横断自動車道	鹿児島市	鳥栖市	鳥栖市附近
九州横断自動車道	鹿児島市	熊本市	熊本市附近
九州横断自動車道	鹿児島市	小林市附近	小林市附近

東海道幹線自動車道建設法	昭和三十五年法律第百二十九号	日本	兵庫県加東郡澗野町・津山市
東海北陸自動車道建設法	昭和三十九年法律第百五十八号	日本	島根県鹿足郡六日市町附近
東海北陸自動車道建設法	昭和四十年法律第百三十二号	日本	山口市
東海北陸自動車道建設法	昭和四十年法律第百三十二号	日本	神戸市附近
東海北陸自動車道建設法	昭和四十年法律第百三十二号	日本	姫路市附近
東海北陸自動車道建設法	昭和四十年法律第百三十二号	日本	岡山市附近

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(関係法律の廃止)

次に掲げる法律は、廃止する。

一 東海道幹線自動車道建設法（昭和三十五年法律第百二十九号）

二 関越自動車道建設法（昭和三十八年法律第一百五十八号）

三 東海北陸自動車道建設法（昭和三十九年法律第百三十二号）

四 九州横断自動車道建設法（昭和四十年法律第九十二号）

五 中國横断自動車道建設法（昭和四十年法律第一百三十二号）

（経過措置）

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の國土開発縦貫自動車道建設法第十三条第三項第九号から第十一号までの規定により國土開発縦貫自動車道建設審議会の委員である者は、この法律による改正後の國土開発幹線自動車道建設法第十三条第三項第九号から第十一号まで

（経過措置）

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の國土開発縦貫自動車道建設法第十三条第三項第九号から第十一号までの規定により國土開発縦貫自動車道建設審議会の委員である者は、この法律による改正後の國土開発幹線自動車道建設法第十三条第三項第九号から第十一号まで

6 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部	国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）及び高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
-------------------------	--

7 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。	（道路整備特別措置法の一部改正）
--	------------------

8 高速自動車国道法の一部を次のように改止する。（高速自動車国道法の一部改止）	（高速自動車国道法の一部改止）
---	-----------------

9 第二条第三項中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に、「国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第三条第一項」を「国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第三条に改め、同条中第四項から第七項までを削り、第八項を除した期間とする。」	（第二条第三項の規定による国土開発幹線自動車道建設審議会の委員となるものとみなし、同項第十一号に掲げる者の任期は、同条第四項の規定にかかるらず、同項の任期からその者が国土開発幹線自動車道建設審議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。）
--	--

10 附則第二項の規定による廃止前の東海道幹線自動車道建設法第五条第一項の規定により定められた整備計画は、附則第八項の規定による改訂後の高速自動車国道法第五条第一項の規定として指定することができる。	（附則第二項の規定による廃止前の東海道幹線自動車道建設法第五条第一項の規定により定められた整備計画は、附則第八項の規定による改訂後の高速自動車国道法第五条第一項の規定として指定することができる。）
---	--

- 引割り、製氷又は冷凍の事業の用に供する工場又は自動車車庫
- 七 前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場
- 八 自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場
- 九 前各号に掲げるもののほか、流通業務地区の機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの
- 2 公共施設又は建設省令で定める公益的施設の建設及び改築並びに流通業務地区の指定の際すでに着手していた建設及び改築については、前項の規定は、適用しない。
- （違反施設に対する措置）
- 第六条 都道府県知事は、前条第一項の規定に違反した施設については、その所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、その施設の移転除却若しくは改築又は用途の変更（以下この条及び第四十九条において「施設の移転等」という。）をすべきことを命ずることができる。
- 都道府県知事は、前項の規定により施設の移転等を命じようとするときは、あらかじめ、その施設の移転等を命すべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正當な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。
- 3 第一項の規定により施設の移転等を命じようとする場合において、過失がなくてその施設の移転等を命すべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、その施設の移転等をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、施設の移転等を行なうべき

- 旨及びその期限までに施設の移転等を行なわなければならぬ旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定により施設の移転等を行なう者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合には、これを提示しなければならない。
- （流通業務団地に関する都市計画）
- 第七条 建設大臣は、流通業務地区内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法の定める手続によつて、流通業務団地を都市計画として決定するものとする。
- 一 流通業務地区外の幹線道路、鉄道等の交通施設の利用が容易である位置にあること。
- 二 当該区域内において整備されるべきトラックターミナル、鉄道の貨物駅又は中央卸売市場及びこれらと密接な関連を有するその他の流通業務施設の敷地が、これらの施設における貨物の集散量及びこれらの施設の配置に応じた適正な規模のものであること。
- 三 良好な流通業務団地として一体的に整備される自然的条件を備えていること。
- 四 当該区域内の土地の大部が建築物の敷地として利用されていないこと。
- 2 前項の都市計画においては、同項第二号の流通業務施設の敷地の位置及び規模並びに公共施設及び公益的施設の位置及び規模を決定するものとする。
- 3 第一項の都市計画においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合若しくは延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の高さ又は壁面の位置の制限を定めるものとする。
- 第八条 前条第一項の都市計画は、次の各号に規定するところに従つて決定しなければならない。
- 一 道路、自動車駐車場その他の施設に関するもの

- 4 前項の規定により施設の移転等を行なう者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合には、これを提示しなければならない。
- （流通業務団地造成事業）
- 第五章 流通業務団地造成事業
- 第一節 流通業務団地造成事業の施行
- （流通業務団地造成事業の施行）
- 第九条 流通業務団地造成事業は、都市計画事業として施行する。
- （施行者）
- 第十条 都市計画法第五条の規定は、流通業務団地造成事業には適用しない。
- 1 流通業務団地造成事業は、地方公共団体又は日本住宅公団で、建設大臣に流通業務団地造成事業を施行することを申し出てその指定を受けたものが施行する。
- 第二節 測量、調査及び事業用地の取得
- （測量及び調査のための土地の立入り等）
- 第十二条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下この条、次条及び第四十九条において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下この条、次条及び第四十九条において「試掘等」という。）を行なうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは、障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるなければならない。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り立てる者は、立ち入り立てる日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により、建築物が所在し、又は立ち入らうとする場合は、立ち入り立てる日の三日前までに、その旨を当該障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。
- （障害物の伐除及び土地の試掘等）
- 第十三条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下この条、次条及び第四十九条において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下この条、次条及び第四十九条において「試掘等」という。）を行なうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは、障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるなければならない。
- 2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行なうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

- ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
- 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
- （都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合するよう定めること。）
- 一 当該区域が、流通業務施設が適正に配置され、かつ、各流通業務施設を連絡する適正な配置及び規模の道路その他の主要な公共施設を備えることにより、流通業務地区の中核として一体的に構成されることとなるよう定めること。

る場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難である、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、流通業務団地造成事業を施行しようとする者は若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第十三条 第十一条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入りようとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第十四条 流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、流通業務団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対して、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは贈写又はその原本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築行為等の制限)

第十五条 都市計画事業として決定された流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内において、流通業務団地造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合には、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合には、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければ、政令で定めるところにより、収用委員会に

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十九条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(測量のための標識の設置)

第十六条 流通業務団地造成事業を施行しようとする者は又は施行者は、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第十七条 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならぬ。ただし、それらの者が正当な理由がないと聽聞に応じないときは、この限りでない。

6

第十八条 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができないときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えるようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、流通業務団地造成事業の施行

のため必要があると認めるときは、許可に期限その他の必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの人から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対する相当の期限を定めて、流通業務団地造成事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることをできる。

5 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならぬ。ただし、それらの者が正当な理由がないと聽聞に応じないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができないときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(事業の施行について周知させるための措置)

第十九条 第十条第二項の指定があつたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、自らが流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物（次条及び第五十二条において「土地建物等」という。）の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する流通業務団地造成事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるよう努めなければならない。

(土地建物等の先買)

第二十条 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。）及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条（同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

昭和四十一年六月二十五日 参議院会議録第三十四号

国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案外一件

九五一

2 前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

3 第一項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

（土地の買取請求）

第二十条 都市計画事業として決定された流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地で、第二十三条第一項の規定により適用される土地收回法第三十一条の規定により收回の手続が保留されているものの所有者は、施行者に對し、建設省令で定めるところにより、当該土地を時価で買取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつていても、施行者又は立木に關する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により買取るべき価額については、施行者と土地の所有者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、施行者又は土地の所有者は、收回委員会の裁決を申請することができる。

4 前項の規定による收回委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについては、土地收回法第九十四条第三項から第十二項まで及び第一百三十三条の規定の例による。

（流通業務団地造成事業のための土地等の收回）

第二十一条 施行者は、流通業務団地造成事業の

施工のため必要がある場合には、流通業

務団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地收回法第五条第一項

各号に掲げる権利を收回することができる。

2 前項の規定により土地又は権利が收回される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の收回を請求することができる。

（材料置場等の施設の設置のための土地等の使用）

第二十二条 施行者は、流通業務団地造成事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに關する所有權以外の権利を使用することができる。

（土地收回法の適用等）

第二十三条 第二十二条第一項の規定による收回又は前条の規定による使用に關しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地收回法の規定を適用する。

2 都市計画法第十九条から第二十二条まで（同条第二号を除く。）の規定は、第二十二条第一項の規定による收回又は前条の規定による使用について準用する。

3 第二十二条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

4 前項の規定により買取るべき価額については、土地收回法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「流通業務団地造成事業のための土地等の收回」の規定による。

（処分計画の認可等）

2 第二十二条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

3 第二十二条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

4 前項の規定により買取るべき価額については、土地收回法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「流通業務団地造成事業のための土地等の收回」の規定による。

5 土地收回法第八十七条の規定は、第二十二条第一項の規定による收回の請求について準用する。

（処分計画の基準）

（生活再建のための措置）

第二十四条 施行者は、流通業務団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まって行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 事業計画及び処分計画

（事業計画及び処分計画）

第二十五条 施行者は、事業計画及び処分計画を定めなければならない。

（事業計画における定め）

2 事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計及び資金計画を定めなければならない。

（事業計画及び処分計画）

2 第二十二条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

3 処分計画においては、造成施設等の処分方法及び処分価額に關する事項並びに処分後の造成敷地等の利用の規制に関する事項を定めなければならない。

4 この法律に規定するもののが、事業計画及び処分計画の設定の技術的基準その他事業計画及び処分計画に關し必要な事項は、建設省令で定める。

（処分計画の認可等）

2 第二十二条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

3 第二十二条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

4 前項の規定により買取るべき価額については、土地收回法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「流通業務団地造成事業のための土地等の收回」の規定による。

5 土地收回法第八十七条の規定は、第二十二条第一項の規定による。

第二十七条 処分計画においては、造成敷地等の処分価額は、類地等の時価を基準とし、かつ、当該造成敷地等の取得及び造成又は整備に要する費用（公共施設及び公益的施設の敷地の造成及びそれらの施設の整備に要する費用のうち当該造成敷地等である敷地に配分されるべき費用を含む。）並びに当該造成敷地等の位置、品位及び用途を勘案して決定するよう定めなければならない。

第二十八条 処分計画においては、処分後の造成施設等のうち、都市計画が決定されているものについてはその都市計画に適合するよう、その他のものについては当該流通業務団地にさわしい規模及び用途の施設が建設されるよう定めなければならない。

第二十九条 施行者は、事業計画又は処分計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画若しくは処分計画又はその変更に關係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他の政令で定める者に協議しなければならない。

（事業計画及び処分計画に関する協議）

第二十九条 施行者は、事業計画又は処分計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画若しくは処分計画又はその変更に關係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他の政令で定める者に協議しなければならない。

第四節 造成施設等の処分等

（工事完了の公告）

第三十条 施行者は、施行地区（施行地区を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。）の全部について工事（事業計画で特に定めた工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（施行者が日本住宅公团であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合していると認めたときは、遲滞なく、当該施行地区について工事が完了した旨を公告しなければならない。

（流通業務団地造成事業の施行により設置され

た公共施設の管理)

第三十一条 流通業務団地造成事業の施行により設置されるものとし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2 施行者は、前条第二項の公告の日以前において、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者は、前条第二項の公告の日以後において、公共施設に関する工事を完了していない場合は、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 施行者は、前二項の規定により、公共施設を管理すべき者からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画において定められた設計に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第三十二条 流通業務団地造成事業の施行により、從前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、從前の公共施設の用に供していた土地で國又は地方公共団体が所有するものは、第三十条第二項の公告の日の翌日において施行者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日ににおいてそれぞれ國又は當該地方公共団体に帰属するものとする。

2 流通業務団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分計画で特別の定めをしたものとし、第三十条第二項の公告の日以後においては、當該公共施設を管理すべき者(その者が、國の機関であるときは國、地方公共団体の機関であるときは當該地方公共団体)に帰属するものとする。

(造成施設等の処分)

第三十三条 施行者は、造成施設等をこの法律及び処分計画に従つて処分しなければならない。

2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成施設等の処分については、當該地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(造成敷地等の譲受人の公募)

第三十四条 施行者は、造成敷地等について、政令で特別の定めをするものを除き、建設省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

(造成敷地等の譲受人の資格)

第三十五条 公募による造成敷地等の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。

一 造成敷地等である敷地においてみずから流通業務施設を經營しようとする者であること。

二 流通業務施設の建設及び経営に必要な資力及び信用を有すること。

三 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

(造成敷地等の譲受人の選考)

第三十六条 施行者は、造成敷地等の譲受人を公募する場合には、次の各号に掲げる者の順に、公正な方法で選考して、その譲受人を決定するものとする。

2 流通業務施設の敷地を取得しようとするとする者である敷地にその流通業務施設と同一の業種に属する者で、造成敷地等である敷地にその流通業務施設を新設しようとするとするもの(前号に該当する者を除く)。

四 その他の者

(流通業務施設の建設義務)

第三十七条 施行者から流通業務施設を建設すべき敷地を譲り受けた者(その承継人を含むものとし、國、地方公共団体その他政令で定める者を除く)は、施行者が定めた期間内に、建設省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

(造成敷地等の譲受人の資格)

第三十八条 第三十一条第二項の公告の日から起算して十年間は、造成敷地等又は造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益的施設に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、建設省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りではない。

2 流通業務施設の敷地を當該流通業務団地造成事業に必要な土地として提供した者

二 当該流通業務地区の存する第三条第一項の大都市の都心の区域として施行者が定める区域内に流通業務施設の敷地に代えて流通業務施設の敷地を取得しようとするとする者

三 当該流通業務地区の存する第三条第一項の大都市の都心の区域として施行者が定める区域内に流通業務施設を新設しようとするとする者

四 土地取用法その他の法律により取用され、又は使用される場合

一 当事者の一方又は双方が國、地方公共団体その他政令で定める者である場合

二 相続その他の一般承継により當該権利が移転する場合

三 滞納処分、強制執行、競売法(明治三十二年法律第十五号)による競売又は企業担保権の実行により當該権利が移転する場合

四 その他政令で定める場合

2 前項に規定する承認に従つて、當該権利を設定し、又は移転しようとするとする者がその設定又は移転により不当に利益を受けるものでないかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の造成敷地等の利用の規制の趣旨に従つて當該造成敷地等を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。

3 第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の造成敷地等の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を附することができます。この場合において、その条件は、當該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

2 施行者は、前項の規定に違反して、その定めた期間内に同項の規定による承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて流通業務施設を建設しなかつた者に対して、當該敷地の譲渡契約を解除することができる。

(造成敷地等に付する権利の処分の制限)

第三十九条 施行者は、第三十条第二項の公告があつたときは、造成施設等の存する市町村の長に対し、建設省令で定めるところにより、當該造成施設等の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 前項の図書の送付を受けた市町村長は、第三十条第二項の公告をした日の翌日から起算して十年間、その図書を當該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

3 都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、第三十条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、流通業務団地造成事業が施行さ

れた土地の区域内の見やすい場所に、流通業務団地造成事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4 何人も、前項の規定により設けられた標識を除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第五章 雜則

(費用の負担)

第四十条 流通業務団地造成事業に要する費用は、施行者の負担とする。

(書類の送付に代わる公告)

第四十一条 施行者は、流通業務団地造成事業の施行に関する書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(資金の調達についての配慮等)

第四十二条 国は、流通業務団地造成事業に必要な資金の調達について配慮するものとする。

2 国は、造成敷地等である敷地を譲り受けた流通業務施設を建設しようとする者又は流通業務団地に関する都市計画に従い流通業務施設を建設しようとする者に対し、必要な資金のあつせんに努めるものとする。

3 農林大臣又は都道府県知事は、流通業務団地の区域内の農地又は採草放牧地を流通業務団地造成事業又は流通業務団地に関する都市計画に適合した流通業務施設の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による許可を求められた場合においては、流通業務団地造成事業の施行又は流通業務施設の建設が

促進されるよう配慮するものとする。

(技術的援助の請求)

第四十三条 都道府県及び日本住宅公団は建設大臣に対して、市町村は建設大臣及び都道府県知事に対して、流通業務団地造成事業の施工の準備又は施工のため、それぞれ流通業務団地造成事業に専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(施行者等に対する監督)

第四十四条 建設大臣は、施行者が定めた事業計画又は施行者が行なう工事若しくは処分が、この法律、この法律に基づく命令若しくは流通業務団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容又は事業計画若しくは処分計画に従つていないと認める場合においては、その施行者に対し、流通業務団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、事業計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずることができる。

2 建設大臣は、違法又は不当な第三十八条第一項の規定に基づく承認の処分が行なわれたときは、造成敷地等の適正な利用を確保するため必要な限度において、その承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

(関連公共施設の整備)

第四十五条 国及び地方公共団体は、流通業務団地造成事業の施行に関連して必要となる公共施設の整備に努めるものとする。

第四十六条 建設大臣は、第四条第一項の規定により流通業務地区を指定しようとするとき、又は第七条第一項の規定により流通業務団地を都市計画として決定しようとするときは、あらかじめ、農林大臣、通商産業大臣及び運輸大臣に協議するものとする。

2 建設大臣は、第二十六条第一項の規定により処分計画を認可しようとするときは、あらかじめ、農林大臣、通商産業大臣及び運輸大臣に協議するものとする。

め、当該処分計画に係る造成敷地等である敷地の上に建設されることとなる流通業務施設の設置又は経営について、他の法律の規定により許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関の長に協議しなければならない。

(大都市の特例)

第四十七条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し又は管理し、及び執行することとされている事務（都道府県が施行する流通業務団地造成事業に係る事務を除く）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に關する規定は、指定都市の長に關する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(政令への委任)

第四十八条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりすべき公告の方針その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(第六章 罰則)

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による命令に違反して、施設の移転等をしなかつた者

二 第十一条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

三 第十二条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除し、た者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

四 第十七条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者

五 第三十七条第一項の規定に違反して、施行するとき

者が定めた期間内に、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて流通業務施設を建設しなかつた者

六 第三十八条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けてないで、造成敷地等又は造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益

的施設を権利者に引き渡した者

七 第三十九条第三項の規定により一定の期限までに一定の用途の施設を建設すべきことを反して、その用途以外の施設を建設したもの

第五十条 第五条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

八 第五十一条第十五条第二項又は第三十九条第四項の規定に違反して、第十五条第一項又は第三十九条第三項の規定により設けられた標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

九 第五十二条次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者

二 第十九条第一項の届出について、虚偽の届出をした者

三 第十九条第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建物等を譲り渡した者

四 第三十八条第一項の承認について、虚偽の申請をした者

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第四十九条又は第五十条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則

(都市計画法の一部改正)
2 都市計画法の一部を次のように改正する。

第十条に次の二項を加える。

都市計画区域内に於テハ流通業務市街地の整備に関する法律ニ依ル流通業務地区ノ指定、

変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スベシ

第十二条ノ二中「若ハ広場」を「、広場若ハ流通業務団地」に改める。

(公有水面埋立法の一部改正)

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「又ハ近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区城の整備及び開発に關する法律

律」を「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区城の整備及び開発に關する法律又ハ流通業務市街地の整備に關する法律」に改める。

第二十六条中「又ハ近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区城の整備及び開発に關する法律第二十九条」を「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区城の整備及び開発に關する法律第二十九条又ハ流通業務市街地の整備に關する法律第三十二条」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第五号の十一を第五号の十二」とし、第五号の九の第五号の十を第五号の十一とし、第五号の九の次に次の二号を加える。

五の十 流通業務市街地の整備に關する法律

(昭和四十一年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第四条第三項中「第五号の十及び第五号の十一」を「第五号の十一及び第五号の十二」に改め、「新住宅市街地開発事業」の下に「、流通業務団地造成事業」を加え、同条第四項中「第五号の九」を「第五号の十」に、「第五号の十及び第五号の十一」を「第五号の十一及び第五号の十二」に改める。

改める。

第四条の二第二項中「第五号の十及び第五号の十一」を「第五号の十一及び第五号の十二」に改め、「新住宅市街地開発事業」の下に「、流通業務団地造成事業」を加える。

(日本住宅公团法の一部改正)

日本住宅公团法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中第十二号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 流通業務市街地の整備に關する法律(昭和四十一年法律第 号)による流通業務団地造成事業を施行すること。

(租税特別措置法の一部改正)

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)」の下に「、流通業務市街地の整備に關する法律(昭和四十一年法律第 号)」を加える。

(住宅地造成事業に關する法律の一部改正)

第八条第一項第二号中「地すべり防止区域」の下に「、流通業務市街地の整備に關する法律(昭和四十一年法律第 号)」第四条第一項の流通業務地区を加える。

7 住宅地造成事業に關する法律(昭和三十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「地すべり防止区域」の下に「、流通業務市街地の整備に關する法律(昭和四十一年法律第 号)」第四条第一項の流通業務地区を加える。

〔松永忠二君登壇、拍手〕

○松永忠二君 ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、「国土開発総合自動車道建設法」に改める法律案は、法律の題名を「国土開発幹線自動車道建設法」に改めるとともに、現在、国土会党を代表して田中委員から、本法律案は、過密開発総合自動車道建設法等に基づいて、中央自動

車道等五千キロメートルの建設路線が決定されておりますが、さらに二千六百キロメートルの建設路線を追加して、全国的な高速自動車道路網を形成しようとするものであります。

本委員会における質疑のおもなものは、追加路線の選定基準をはじめ、財源問題、有料制度と償

路線を追加して、全国的な高速自動車道路網を形成しようとするものであります。

改め、「新住宅市街地開発事業」の下に「、流

通業務団地造成事業」を加える。

(日本住宅公团法の一部改正)

日本住宅公团法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中第十二号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 流通業務市街地の整備に關する法律(昭和四十一年法律第 号)による流通業務団地造成事業を施行すること。

(租税特別措置法の一部改正)

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「新住宅市街地開

發法(昭和三十八年法律第百三十四号)」の下に「、流通業務市街地の整備に關する法律(昭和四十一年法律第 号)」を加える。

(住宅地造成事業に關する法律の一部改正)

第八条第一項第二号中「地すべり防止区域」の下に「、流通業務市街地の整備に關する法律(昭和四十一年法律第 号)」第四条第一項の流通業務地区を加える。

その要旨のおもな点は、関係各省協議のもと

に、流通業務施設の整備に関する基本方針を定めること、都市計画として流通業務地区を指定し

て、過度に集中している問屋倉庫、卸売り市場等の流通業務施設を、市街地の周辺等の適地に計画

的に配置し、物資の流通機能の向上及び自動車交

通の円滑化をはかるうとするものであります。

その要旨のおもな点は、各省政府所

管事業の調整、中小企業に対する助成措置、造成

施設の処分計画及び公共施設の管理等の問題であ

りますが、詳細は会議録に譲ることといたしま

一、委員会の決定の理由

本法律案は、物品、製造委託、工事、役務等の官公需について中小企業者の受注の増大を図

るため、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合に、中小企業者に対し受注機会を確保す

となく、中都市、新産業都市にも適用すること、また、零細な卸売業者等の助成措置及び関係各

省の所管事業の調整をはかること等の意見が述べられ、賛成する旨の発言がありました。

討論を終結し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 「賛成者起立」

両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって

両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 「賛成者起立」

両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長村上春藏君。

官公需についての中小企業者の受注の確保に

関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十三日

審査報告書

官公需についての中小企業者の受注の確保に

関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十三日

要領書

官公需についての中小企業者の受注の確保に

関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十三日

るための諸措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和四十一年度一般会計予算に、官公需確保対策費として六百三十五万八千円が計上されている。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年五月二十七日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 山口喜久一郎

2

業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に

属する事業を主たる事業として営むもの

政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

の連合会であつて政令で定めるもののうちそ

の直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号の一に該当する者であるもの

並びに企業組合(以下「組合」という。)

この法律において「国等」とは、国及び公共企

業体(日本郵船公社、日本国有鉄道及び日本電

信電話公社をいう。以下同じ。)並びに公庫の予

算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第

九十九号)第一条に規定する公庫その他の特別

の法律によつて設立された法人であつて政令で

定めるもの(以下「公庫等」という。)をいう。

(受注機会の増大の努力)

第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることによ

り、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、建設業、運送業その他の業種(次号に掲げる

業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)

に属する事業を主たる事業として営むもの

会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に

属する事業を主たる事業として営むもの

政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

の連合会であつて政令で定めるもののうちそ

の直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号の一に該当する者であるもの

並びに企業組合(以下「組合」という。)

この法律において「国等」とは、国及び公共企

業体(日本郵船公社、日本国有鉄道及び日本電

信電話公社をいう。以下同じ。)並びに公庫の予

算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第

九十九号)第一条に規定する公庫その他の特別

の法律によつて設立された法人であつて政令で

定めるもの(以下「公庫等」という。)をいう。

(受注機会の増大の努力)

第一条 この法律は、国等を当事者の一方とする契約

で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業

その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等

が対価の支払をすべきもの(以下「国等の契約」という。)を締結するに当たつては、予算の^{修正}_{正正}を用いて、中小企業者の受

注の機会の増大を図るために努めなければならない

い。この場合においては、組合を国等の契約の相

手方として活用するように配慮しなければならぬ

い。

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十

三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の五の次に次の二号を加

える。

四の六 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第一号)の施行に関すること。

四の七 第二十条第一項に規定する各省庁の長、

通商産業大臣は、あらかじめ各省庁の長等

(国については財政法(昭和二十一年法律第三十

四号)第二十条第一項に規定する各省庁の長、

通商産業大臣は、公庫等についてはその主務大臣

をいう。以下同じ。)と協議して前項の方針の案

を作成し、閣議の決定を求めなければならな

い。

四の八 通商産業大臣は、前項の規定による閣議の決

定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針の

要旨を公表しなければならない。

(国等の契約の実績の概要の通知)

第五条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事

業年度の終了後、中小企業者との間でした国等

の契約の実績の概要を通商産業大臣に通知する

ものとする。

(各省各庁の長等に対する要請)

第六条 通商産業大臣及び中小企業者の行なう事

業の主務大臣は、当該事業を行なう者を相手方

とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に對

し、中小企業者の受注の機会の増大を図るために

特に必要があると認められる措置をとるべきこと

とを要請することができる。

なお、衆議院において、第三条中、予算の「公

正かつ効率的な使用」を「適正な使用」に修正、送

付されております。

当委員会におきましては、特に参考人の出席を

求めて意見を聞くなど、熱心に質疑を行ないまし

た。その中心は法の運用方針という点にあり、本

法の対象とする官公需の範囲、発注官厅における

担当官の設置、公益事業会社等に対する行政指導、発注基準、発注手続の統一簡素化、組合への発注、官公需関係の下請代金支払い促進等について、盛んに論議されました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、豊田委員は自由民主党を、また、近藤委員は日本社会党を代表して、それぞれ賛成意見の開陳がありました。

討論を終わって、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 賛成起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長大河原一次君。

審査報告書

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十三日

石炭対策特別委員長 大河原一次

参議院議長 重宗 雄三殿

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律

産炭地域振興事業団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のよう改正する。

第九条に次の二項を加える。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産炭地域振興事業団の業務に、造成用地における工業用水の供給並びに長期運転資金の貸付け及び出資の事業を追加するとともに監事の職務権限、役員の欠格条項等の整備を行なうものであつて、産炭地域の現状にかんがみ、おおむね妥当な措置であると認める。

一、費用

本法施行のため、昭和四十一年度一般会計予算において、産炭地域振興事業団出資金の中に運転資金二億円、出資事業五千万円、工業用水二千五百万円、産炭地域小水系用水開発事業補助金の中に五千五百万円が計上されており、ほかに、財政投融資計画における産炭地域振興事業団への融資に含めて運転資金三億円、工業用水一億円が予定されている。

○議長(重宗雄三君) 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長大河原一次君。

よつて国会法第八十三条により送付する。

○大河原一次君 ただいま議題となりました「産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案」について、委員会の審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 山口喜久一郎

申上げます。

〔大河原一次君登壇、拍手〕

○大河原一次君 ただいま議題となりました「産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案」について、委員会の審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

本法律案の内容は、産炭地域振興事業団の業務を拡大して、今まで実施してきたもの以外に、新たに事業団が造成した工業用地において使用する工業用水の開発供給、誘致企業に対する長期運転資金の貸し付け、及び、産炭地企業に対する出資を行ない得るようしようとするものであります。

委員会におきましては、参考人として現地の関係者を招き、また、當時産炭地域振興事業団の出席を求めて、その意見を聴取するなど、慎重に審査し、質疑においては、新鉱開発による産炭地域の振興、設備資金の貸し付け限度額の引き上げ、及び据え置き期間、償還期限の延長、造成団地の土地価格の引き下げ、中核企業の誘致、長期運転資金の運用方針、出資事業及び工業用水事業の計画、支所の強化拡充、産炭地教育の振興等、産炭地域振興対策全般にわたって熱心な質疑が行なわれました。

これらの質疑を通して、三木通産大臣から、「石炭鉱業再建の抜本策と関連する産炭地域の振興策と取り組み、全面的な検討を加えたい」との答弁がありました。また、事業団側から、「資金の貸し付けについては、その限度額の引き上げ、据え置き期間、償還期限の延長等を考慮し、企業に無理のない返済ができるよう弾力的に運用する」とともに、支所を強化拡充して、現地で事務処理ができる体制をとりたいとの意見開陳がありました。それらの詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終わり、討論なく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑を終わり、討論なく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて
本案は可決せられました。

にかんがみ、当該特例措置の適用期間を延長し
ようとするものであつて、適当な措置と認め
る。
なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附則第三項中「三年間」を「五年間」に改める。
公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改
正する法律(昭和三十八年法律第百四十号)の一部
を次のように改正する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行に關し、政府及び日本電信電
話公社は左記のとおり処理すべきである。

この法律の施行に關し、政府及び日本電信電
話公社は左記のとおり処理すべきである。

話公社は左記のとおり処理すべきである。

一、本特例については、絶対に再延長すること
のないよう所要の措置を講ずること。

一、有線放送電話については、公衆電気通信業
務一元化の基本方針にのつとり、その電話業
務は原則として公社電話へ移行するよう措置

するとともに、その放送業務については、本
來の使命を達成し得るよう指導協力するこ
と。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野
上元君。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十三日
通信委員長 野上 元

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を
改正する法律の一項を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年六月七日

参議院議長 重宗 雄三殿

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を
改正する法律の一部を改正する法律案

本法律案は、有線放送電話接続通話制度実施
の際に経過的に認められた通話の範囲に関する実情
特例措置をなお継続することが必要である実情
改正する法律の一部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、有線放送電話接続通話制度実施
の際に経過的に認められた通話の範囲に関する実情
特例措置をなお継続することが必要である実情

改正する法律の一部を改正する法律案

この法律の施行に關し、政府及び日本電信電
話公社は左記のとおり処理すべきである。

一、本特例については、絶対に再延長すること
のないよう所要の措置を講ずること。

一、有線放送電話については、公衆電気通信業
務一元化の基本方針にのつとり、その電話業

務は原則として公社電話へ移行するよう措置
することともだ、その放送業務については、本
來の使命を達成し得るよう指導協力するこ
と。

務は原則として公社電話へ移行するよう措置
することともだ、その放送業務については、本
來の使命を達成し得るよう指導協力するこ
と。

討論を終え、採決の結果、全会一致をもつて、
附帯決議を付して原案どおり可決すべきものと決
定した次第であります。

右決議する。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなけれど、こ
れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつ
て本案は、全会一致をもつて可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会
○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつ
て本案は、全会一致をもつて可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

出席者は左のとおり。

議員
鬼木 勝利君
林 嘉君
矢追 秀彦君
中沢伊登子君
中尾 辰義君
高山 恒雄君
森田 タマ君
市川 房枝君
浅井 亨君
原田 立君
立君
明君
房枝君
亨君

副議長 河野 謙三君
河野 謙三君
片山 武夫君
市川 房枝君
浅井 亨君
原田 立君
立君
明君
房枝君
亨君

議員

附帯決議
附帯決議

この法律の施行に關し、政府及び日本電信電

話公社は左記のとおり処理すべきである。

一、本特例については、絶対に再延長すること
のないよう所要の措置を講ずること。

一、有線放送電話については、公衆電気通信業
務一元化の基本方針にのつとり、その電話業

務は原則として公社電話へ移行するよう措置
することともだ、その放送業務については、本
來の使命を達成し得るよう指導協力するこ
と。

田代富士男君	二宮 文造君	廣瀬 久忠君	鈴木 市藏君	大橋 和孝君	田中 寿美子君
北條 篤八君	向井 長年君	井野 碩哉君	稻葉 誠一君	前川 旦君	吉田 忠三郎君
中上川アキ君	宮崎 正義君	笠森 順造君	平井 太郎君	小林 武君	佐野 芳雄君
二木 謙吾君	中村 正雄君	中野 文門君	杉原 荒太君	武内 五郎君	森中 守義君
伊藤 五郎君	吉江 勝保君	後藤 義隆君	竹中 恒夫君	松本 賢一君	渡辺 勘吉君
鈴木 一弘君	梶原 茂嘉君	山本 利壽君	堀本 宜実君	柴谷 要君	野上 元君
渋谷 邦彦君	寺尾 豊君	内藤督三郎君	玉置 和郎君	小柳 勇君	相澤 忠二君
辻 武寿君	山内 一郎君	西村 尚治君	任田 新治君	占部 秀男君	森 元治郎君
山本茂一郎君	中津井 真君	柳田桃太郎君	中村喜四郎君	鈴木 壽君	松永 忠二君
林田 惣紀夫君	船田 讓君	岡本 悟君	長谷川 仁君	木村美智男君	吉田忠三郎君
平泉 渉君	八田 一朗君	楠 楠	北畠 教真君	竹田 現照君	佐野 芳雄君
土屋 義彦君	木村 陸男君	近藤英一郎君	谷口 廉吉君	木村 美智男君	市藏君
高橋文五郎君	源田 芳郎君	久保 勘一君	野々山 三三君	前川 旦君	大橋 和孝君
大森 久司君	小林 篤一君	徳永 正利君	小野 明君	鈴木 市藏君	田代富士男君
熊谷太三郎君	内田 芳郎君	村上 春藏君	高橋文五郎君	廣瀬 久忠君	北條 篤八君
山崎 齐君	川野 三曉君	西田 信一君	森 八三二君	吉武 恵市君	吉武 恵市君
温水 三郎君	日高 広為君	森部 隆輔君	天坊 裕彦君	高橋文五郎君	高橋 衛君
石井 桂君	豊田 雅孝君	斎藤 昇君	木島 義夫君	大森 創造君	鈴木 市藏君
稻浦 鹿誠君	鹿島 俊雄君	植竹 春彦君	米田 正文君	大森 創造君	田代富士男君
大谷 賢雄君	横山 フク君	森部 隆輔君	天坊 裕彦君	大森 創造君	鈴木 市藏君
佐藤 芳男君	青柳 秀夫君	迫水 久常君	松野 孝一君	大森 創造君	田代富士男君
鉢木 亨弘君	古池 信三君	八木 一郎君	永岡 光治君	大森 創造君	鈴木 市藏君
高橋 衛君	吉武 恵市君	安井 謙君	秋山 長造君	大森 創造君	田代富士男君
小林 武治君	小山邦太郎君	森 幸君	森 八三二君	大森 創造君	鈴木 市藏君
中村 波男君	森 勝治君	藤田 進君	阿部 竹松君	大森 創造君	田代富士男君
川村 清一君	鈴木 力君	佐多 忠隆君	木内 四郎君	大森 創造君	鈴木 市藏君
國務大臣	内閣總理大臣	佐多 忠隆君	岡 三郎君	大森 創造君	田代富士男君
農林大臣	通商產業大臣	増原 恵吉君	岡 岩	大森 創造君	鈴木 市藏君
建設大臣	運輸大臣	紅露 みづ君	藤田 進君	大森 創造君	田代富士男君
自治大臣	郵政大臣	羽生 三七君	佐多 忠隆君	大森 創造君	鈴木 市藏君
永山 忠則君	瀬戸山三男君	佐藤 葦作君	佐多 忠隆君	大森 創造君	田代富士男君

昭和四十一年六月二十五日 參議院會議錄第三十四号

政府委員

國務大臣 安井 謙君

内閣法制次長 吉國 一郎君

總理府総務副長 郵政大臣官房 鶴岡 細田 吉藏君

電氣通信監理官 長官 自治省行政局 佐久間 畑山 寛君 一郎君 弘君

第三十二号中正誤

ペシ 段行 誤

セニ 四四四 予備費使用調書

予備費使用總調書

九三 四から九終わり 決算委員長

決算委員会

明治二十五年三月三十日
種類便物認可定価一部二十五円
(ただし良質紙は三十円
配送料込)

發行所

東京都港区赤坂美町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二一四四二二六